

問われる遺志

先日、非嫡出子（いわゆる婚外子）に関する最高裁の違憲判断がなされました。これにより、今後民法が改正されることになりそうです。以下の記事をご覧ください。

婚外子の相続差別は違憲 最高裁初判断

結婚していない男女の間に生まれた非嫡出子（婚外子）の遺産相続分を嫡出子の半分と定めた民法の規定が、法の下での平等を保障した憲法に違反するかが争われた2件の家事審判の特別抗告審で、最高裁大法廷（裁判長・竹崎博充長官）は4日、規定を「違憲」とする初判断を示した。14裁判官全員一致の結論。

大法廷は、決定で「婚姻、家族の在り方に対する国民意識の多様化が大きく進んだ」と指摘。また、法律婚という制度が定着しているとしても「子にとって選択の余地がない事柄を理由に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、権利を保障すべきだ」という考えが確立されてきている」とした。最高裁がこの規定について憲法違反と判断したことにより、今後、国会は法改正を迫られることになる。（2013.9.4 15:09 msn産経ニュースより抜粋）⇒現在すでに改正されています。

<遺志を示す必要があります>

この決定を皆さんはどのように受け取られますか？

子どもに罪はないのだから、保護すべきと思いましたか？それとも婚姻という制度が崩れてしまうのでは、と考えましたか？

賛否両論、様々な意見があるはずですが、その「賛否両論ある状態」がまさに、最高裁のいう「婚姻、家族の在り方に対する国民意識が多様化」している現代の社会なのです。多様化した故人の婚姻観、家族観を法律で汲み取るなど出来ません。そこで最高裁は、故人の婚姻観、家族観を離れた「個人としての子ども」としてのみ相続人たちを捉え、その権利に差があってはならないとの結論に達したのだと考えます。

ところで、この遺産相続分に関する規定は、あくまで「遺志」が確認できない場合の補助的なものに過ぎません。そういう意味では、今回の決定は、「実際に誰に何をどれだけ遺すのかは、一人ひとりが自らの婚姻観、家族観をもって決定しなさい。」といているようにも思えます。

民法は、配偶者（夫、妻）の相続分を1/2、子供たちが残りの1/2を等分すると規定しています。果たしてそれはあなたの望みと完全に一致しますか？ 高齢の妻の面倒を見てくれている子どもに厚く報いてあげたいという思いはありませんか？

あなたが法的に遺志を表すには、遺言書が絶対に必要です。現代社会は、皆さんが遺言書によって自らの遺志を示すことを求めているのです。

*注) 一定範囲の相続人には遺留分という、遺言によっても奪うことができない一定割合の権利が認められています。（民法1028条）

ご相談はお気軽に

法務コンサルタント リーガルバンクさかい

〒590-0076 堺市堺区北瓦町二丁4番16号 堺富士ビル4階

TEL 072-226-1501 FAX 072-226-1511

遺言書を書きましょう

<遺志を示すには遺言書が必要です>

遺言でもっとも大切なことは、「遺言書」を作ることです。

当たり前のことに思われるかも知れませんが、これは本当に大事なことです。

いくら妻の生活を案じていても、面倒を見てくれた子に報いようと思っても遺言書が無ければ法的には何の効力もありません。

きっかけがなくて・・・という方、是非リーガルバンクさかいにお電話下さい。

ご連絡お待ちしております。

法務コンサルタント リーガルバンクさかい

<サービス一覧>

・不動産登記

⇒不動産購入による名義変更や、住宅ローンの完済による抵当権の抹消登記など。

・相続手続き

⇒不動産や金融機関口座の名義変更から、遺産分割協議書の作成、相続税に関するご案内など。

・遺言作成手続き

⇒公正証書や自筆証書遺言の作成サポート、生前の相続対策のご相談など。

・成年後見等手続き

⇒成年後見等制度を利用して、ご高齢や障害のある方の権利を守ります。

・火災保険業務

⇒ご自宅の火災保険のこと、ご相談下さい。

・不動産コンサルティング

⇒相続した不動産の売却や個人間での売買など、ご相談を承ります。

法務コンサルタント リーガルバンクさかい

〒590-0076 堺市堺区北瓦町二丁 4 番 16 号 堺富士ビル 4 階

TEL 072-226-1501 FAX 072-226-1511

Eメール Kawabata-office@mbi.nifty.com

(受付時間 月～土、午前 10 時より午後 6 時まで)

来所での初回相談(1 時間程度)は、**無料**です。

事前にメール又はお電話にてご予約下さい。